**令和７年度就学援助制度について**

**～経済的にお困りの方への援助のご案内～**

**１　就学援助制度とは**

経済的にお困りの小中学校に通う児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。認定要件に該当し、援助を希望する場合は教育委員会に申請が必要です。

（認定要件については次ページをご確認ください。）

**※新入学学用品費の入学前支給の申請済者についても、令和７年度の就学援助を希望する場合は申請をしてください。**

**２　申請期間　　令和７年1月24日（金）～　令和７年４月１５日（火）**

※年度途中の申請も随時受け付けます。ただし年度途中の認定は原則申請日が認定日となります。

※年度途中の申請の場合、申請書類にて申請ください。申請書類は学校教育課または学校で配付しますので、ご連絡ください。（申請期限を過ぎると、電子申請はできません。）

**３　申請方法**

（１）次のQRコードを読み込むか、URLアドレスにアクセスして申請してください。兄弟姉妹がいるご家庭は、一度の申請で全員分の申請ができます。通帳と証明書類（児童扶養手当証書など該当の方のみ）の画像添付が必要になりますので、お手元においてから申請をしてください。

※パソコンやスマートフォンを利用した申請が難しい方は学校教育課にご相談ください。

**QRコード**受付期間　**令和７年１月24日（金）～令和７年４月15日（火）**

URL　https://apply.e-tumo.jp/city-mihara-hiroshima-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=21871

（２）**令和７年１月２日以降に三原市へ転入された方へ**

令和７年６月１日以降、**１月１日現在の住所地で発行される『令和７年度課税台帳記載事項証明書』**（令和６年分の所得及び扶養人数等の記載されたもの）を令和７年６月１６日（月）までにご提出ください。

（３）令和６年度分の市県民税について未申告の方は、令和7年4月1日までに必ず申告を行ってください。（世帯全員分）未申告の場合、支給が遅れる場合があります。

**４　審査結果について　６月以降にお知らせします。**

**５　来年度以降の申請について**制度利用を希望する場合は**毎年度申請してください。**

６　**申請後に世帯や口座等に変更があった場合**

（１）転出・転学・保護者の婚姻等、世帯に変更があった場合は、速やかに学校教育課までご連絡ください。世帯構成等の変更から1か月以内に申請がない場合、認定を取り消すことがあり、支給済の援助費を返納していただくことがあります。

（２）申請時に指定された振込口座を解約または名義を変更されると、振込エラーとなり支給日に振り込むことが出来ません。振込口座の解約・口座情報を変更される場合は、学校教育課までお知らせください。変更手続きについて、別途ご案内します。

**７　問い合わせ先　　学校教育課（0848）67―６１５４**

**８　認定要件について**対象者は、次のいずれかに該当する保護者です。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請理由 | 証明書類 |
| １ | 生活保護を受けている | 生活保護決定通知書の写し、生活保護停止解除通知書の写し |
| ２ | 生活保護が停止または廃止になった | 生活保護停止通知書の写し、生活保護廃止通知書の写し |
| ３ | 市民税が非課税または減免された　（保護者が非課税または減免されていても、他の世帯員が課税されている場合は該当しません。） | 必要ありません※令和７年１月２日以降に三原市へ転入された方へ**令和7年１月１日現在の住所地で発行される『令和７年度課税台帳記載事項証明書』**（令和６年分の所得及び扶養人数等の記載されたもの）をご提出ください。 |
| ４ | 個人事業税が減免された | 個人事業税減免通知書の写し |
| ５ | 災害等により固定資産税が減免された | 固定資産税・都市計画税更正（決定）通知書の写し |
| ６ | 国民年金の掛け金が減免された | 国民年金保険料免除申請承認通知書の写し（世帯員全員分） |
| ７ | 国民健康保険税の減免または徴収猶予された | 国民健康保険税の減免または徴収の猶予がわかる決定通知書の写し |
| ８ | 生活福祉資金を受けている | 生活福祉資金貸付決定通知書の写し |
| ９ | 児童扶養手当が支給されている（児童手当ではありません。） | 児童扶養手当証書の写し |
| 10 | 雇用保険の失業等給付を受けている（世帯の収入状況による） | 雇用保険受給資格者証の写し（表・裏、両面の写しが必要） |
| **11** | その他**経済的にお困りの方**　　　　　※世帯構成及び世帯収入により審査をします。　 | 証明書類は必要ありません。**ただし、令和７年１月２日以降に三原市へ転入された方は****１月１日現在の住所地で発行される『令和７年度課税台帳記載事項証明書』**（令和６年分の所得及び扶養人数等の記載されたもの）をご提出ください。期限：令和７年６月１６日（月）※令和６年中の所得が未申告の場合、支給が遅れる可能性があります。世帯全員の申告が必要です。申告がお済みでない方は申告をしてください。※書類による審査が困難な場合は，教育委員会が民生委員の意見を求める場合があります。 |
| 認定となる所得の目安額　 | 世帯人数 | 世帯構成の例 | 年間総所得額 |
| ２人 | 母35歳　子（小１） | 2，007千円 |
| ３人 | 父35歳　母35歳　子（小１）　 | 2，641千円 |
| ４人 | 父35歳　母35歳　子（小４）子（小１） | 3，244千円 |
| ５人 | 父35歳　母35歳　子（小４）子（小１）子５歳 | 3，623千円 |

**９　認定後の支給について**

（１）認定者について、教材費等に滞納がある場合は、学校長口座に振込みとなることがあります。

（２）支給時期については、支給原因の発生後、学校等からの報告があり次第、教育委員会で審査を行い保護者口座へ振り込みます。主な援助費の支給時期については次表のとおりです。その他援助費の支給時期は７月・９月・12月・１月・２月・３月・４月（次年度）です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主な援助費の支給時期(※支給時期は変更になる場合があります。) | 新入学学用品費 | 入学前支給を受けていない小１、中１は７月、小６は１月 |
| 学用品費・通学用品費  | ７月、12月、３月の３回に分けて支給 |
| **給食費** | **※給食費は保護者へ支給せず、就学援助費から直接給食費に充当します。ただし、認定の結果が出るまでは給食費の支払いをお願いします。納付した給食費は、認定後、学校給食課から７月以降に保護者に還付されます。** |

**１０　援助費の種類と金額**（※金額は予定です。変更の可能性があります。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 学校 | 小学校 | 中学校 |
| 学年 | １年生 | ２年～６年 | １年生 | ２・３年 |
| 学用品・通学用品購入費 | 11,630円 | 13,900円 | 22,730 | 25,000円 |
| 校外活動費 | 日帰り（限度額） | 1,600円 | 2,310円 |
| 宿　泊（限度額） | 3,690円 | 6,210円 |
| 修学旅行費（限度額） |  | 28,300円 |  | 57,290円 |
| 学校給食費 | 実費 | 実費 |
| 学校病医療費※条件あり | 実費（要領収書） | 実費（要領収書） |
| 防犯ブザー購入費（限度額） | 400円 |  |
| ヘルメット購入費（限度額） |  | 2,400円 |
| 通学費※条件あり | 実費 | 実費 |
| 学校行事費（限度額） | 3,000円 | 3,000円 |
| 新入学児童生徒学用品費①小１　入学前支給を受けていない人（４月１日認定のみ）　　　　　 57,060円②小６　小６の１月１日に認定を受けている人　　　　　　　　　　 63,000円③中１　小６で支給を受けていない人（４月１日認定のみ）　　　　　 6３,000円 |

※生活保護を受けている方は、修学旅行費・学校病医療費・小１の防犯ブザー購入費のみが対象です

※三原市立以外の学校へ通っている児童生徒の保護者に対する援助については、援助内容に限りがあります。

※通学費は、公共交通機関を利用している方で片道の通学距離が小学校４km以上、中学校６km以上に限ります。（就学学校の変更、隣接校選択、三原市立学校以外への就学をされている場合を除きます。）

**11　東日本大震災により、三原市へ避難している児童生徒の保護者について**

就学援助を希望する方は教育委員会にご相談ください。

**12就学援助制度に係る医療費の請求について**

学用品等、医療費以外の支給費目については保護者の方のお手続きは不要ですが、医療費については保護者の方の手続きが必要です。４月からの領収書を保管しておいてください。

（１）**学校病医療費とは**

就学援助の認定を受けた児童生徒が、学校保健安全法で定められた疾病（学校病）にかかり、学校で治療の指示を受けたときは、学校病医療費を援助します。

※学校病は、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む）に限ります。

※う歯とは虫歯のことです。歯周病、要注意乳歯のみは該当しません。

（２）申請方法

※昨年度医療費の申請をした方も、再度個人番号カードの確認手続きが必要です。

**１）申請場所　三原市教育委員会　学校教育課**

**２）申請期間　就学援助の認定を受けた日から、令和８年３月27日（金）15時まで。**

３）必要書類

〇保護者本人による申請の場合

・**領収書の原本**（就学援助の認定期間内の領収書のみ有効）

　（令和７年４月１日認定の方は、**令和７年４月１日から令和８年３月27日の領収書が有効**）

・**健診結果のお知らせのコピー**

・**個人番号カード（写真付のカード）**※個人番号カードがない場合は、個人番号通知カード（写真なしのカード）と、写真付の身分証明書（運転免許証やパスポート）

○代理人による申請（例：保護者が父だが、窓口で祖母が手続きする場合）

・領収書の原本

・健診結果のお知らせのコピー

・保護者の個人番号カードか、個人番号通知カード

・来庁者の写真付身分証明書

・保護者からの委任状

４）**申請・支給の流れの例**

1. 学校の健診等で虫歯が発見され、学校から「**健診結果のお知らせ**」を受け取り、治療の指示を受けた。
2. 医療機関を受診し、支払いを行ってください。（**領収書の原本を保管してください**）

※初回受診の際は、「健診結果のお知らせ」を医療機関へ提出してください。

※支払い時は乳幼児医療受給者証等、通常医療機関に提示する証書を提示してください。

1. 治療完了後、医療機関は「健診結果のお知らせ」に診断内容等を記載し返却します。

必ず、「健診結果のお知らせ」のコピーをとった後に、学校へ「健診結果のお知らせ」の原本を提出してください。

1. 領収書、個人番号カード、「健診結果のお知らせ」のコピーを持参し、教育委員会で支給申請手続きを行ってください。
2. 教育委員会が本人負担分を支給します。

（他の就学援助費支給時に併せて口座振込します）

※受診前に医療券の交付を希望する場合は、教育委員会にご相談ください。

**５）手続き後の受診について**年度内に再度学校病で医療機関を受診した場合は、領収書のみ、学校または教育委員会に提出してください。